

その他のサービス

その他のサービス

子どもさんが利用できる福祉サービスには、以下のようなサービスがあります。利用の仕方など詳しい内容については、障がい児相談支援事業所（P3）または市役所福祉課にお問い合わせ下さい。

根拠法	サービス種別		サービスの概要
児童福祉法	通所系	児童発達支援	事業所に通所し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援など、又はこれに併せて治療を行う
		放課後等デイサービス	事業所に通所し、授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流促進などの支援を行う
	訪問系	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援（本人への支援や支援者への助言）等を行う
	入所系	福祉型障がい児入所支援	施設に入所している障がい児等に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
		医療型障がい児入所支援	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児等に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う
障害者総合支援法	訪問系	居宅介護（ホームヘルパー）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行う

日中一時支援

障がい児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。日中に監護をする方がいない場合など、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児の預かりも行います。

■ 対象者

- ① 通常学級に在籍する障がいのある児（障がい者手帳や医師の診断書で確認）で、かつ障がい児用の調査（厚生労働大臣が定める）で区分Ⅰ以上の児
- ② 特別支援学校または特別支援学級に在籍し、障がい児用の調査（厚生労働大臣が定める）で区分Ⅰ以上の児

■ 費用

原則として、サービス費のⅠ割を負担していただきます。ただし、所得に応じてⅠか月の自己負担上限額が決められています（P5参照）。

【サービス費】

送迎加算（片道） 540円

区分	Ⅰ日当たり6時間以下	Ⅰ日当たり6時間超
区分Ⅰ	2,800 円	3,900 円
区分Ⅱ	3,200 円	4,600 円
区分Ⅲ	3,800 円	5,600 円

■ 日中一時支援事業所

事業所名 (法人名)	所在地	電話番号	送迎
ステップバーステップ 日中一時支援事業所 (NPO法人 ステップバーステップ)	〒863-0023 天草市中央新町13番12号	0969-22-6507	有
こども医療発達支援センター Cuole (株式会社REROTTO)	〒863-0024 天草市川原町22-11 シャトレテラモト101	0969-33-9811	有
放課後等デイサービス事業所 ウイング (株式会社 ウイング)	〒863-0011 天草市北浜町2670-38	0969-23-9526	有
星光園 短期入所事業所 (社会福祉法人 北斗会)	〒863-0049 天草市北原町8番37号	0969-23-3503	有
天草学園 短期入所事業所 (社会福祉法人 啓明会)	〒863-0006 天草市本町下河内606番地1	0969-22-3873	無
第二天草学園 短期入所事業所 (社会福祉法人 啓明会)	〒863-0006 天草市本町下河内680番地	0969-22-3873	無
南海寮 短期入所事業所 (社会福祉法人 啓友会)	〒863-0006 天草市本町下河内1685番地1	0969-23-3850	有
おひさま 日中一時支援事業所 (NPO法人ワークショップ ひなたぼっこ)	〒863-1901 天草市牛深町129番地3	0969-77-8013(おひさま) 0969-73-0155(ひなたぼっこ)	有
障がい者サポートセンターゆうすい 短期入所事業所 (社会福祉法人 弘仁会)	〒863-2201 天草市五和町御領2395番地2	0969-32-2355	有
はまゆう療育園 短期入所事業所 (社会福祉法人 慈永会)	〒863-2502 天草郡苓北町志岐1215番地	0969-35-1258	無

特別児童扶養手当

身体または知的・精神等に障がいがある 20 歳未満の児童を家庭で監護・養育している父母などに支給します。

■ 対象者

- ① 児童が、児童福祉施設等に入所していないこと
- ② 児童が、障がいを理由として公的年金を受給していないこと
- ③ 扶養者等の所得が基準以下であること

例えば、身体や知的・精神障がい、他にも呼吸器、心臓、じん臓、肝臓の病気や血液の病気（白血病等）、糖尿病等の程度によっては対象となります。障がい者手帳の対象とならない障がいも手当の対象となる場合があります。

■ 手当月額

Ⅰ級：月額58,450 円／人 Ⅱ級：月額 38,930 円／人 （支給月：4・8・11月）

※申請月の翌月から支給対象となります。

MEMO

